附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条の二に次の一項を加える。

2　平成二十一年度における前項の規定の適用については、同項中「同条第三項」とあるのは、「第十四条第一項並びに同法附則第十三条第三項及び第十四条第二項」とする。

財務大臣　菅　直人
厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年二月三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第六号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号及び第十二条第三号中「（自衛官」の下に「、自衛官候補生」を加える。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「陸曹長」を「陸曹長」に改める。

第百十四条中「以下」を削り、「という。）」の下に「又は陸上自衛隊の自衛官候補生」を加える。

第百十七条第一項中「二等陸士」の下に「又は陸上自衛隊の自衛官候補生」を加え、同条第二項中「本条中」を「この項において」に改め、「二等陸士」の下に「又は陸上自衛隊の自衛官候補生」を加える。

第百十八条の見出し中「及び航空自衛官」を「、航空自衛官等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「航空自衛官」の下に「又は海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」を加える。

第百十九条及び第百二十条中「自衛官」の下に「又は自衛官候補生」を加える。

別表第十第四十五号及び第四十六号を次のように改める。

四十五及び四十六	削除

別表第十第五十六号を次のように改める。

五十六	削除

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　自衛官候補生

第十七条第一項中「又は空曹長等に」を「若しくは空曹長等又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生に」に改め、「若しくは空曹長等」の下に「、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」を加え、同条第六項中「第一項から」を「同項から」に改め、同項第一号中「航空自衛官」の下に「、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」を、「場合」の下に「（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生がそれぞれ陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官となり、かつ、現に貸与されている被服が当該自衛官に貸与される被服と同一の制式である場合を除く。）」を加える。

第十七条の二第三項中「空曹長等」の下に「、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」を、「場合」の下に「（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生がそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等となつた場合を除く。）」を加える。

第十七条の三第一項、第十七条の六第一項第一号、第十七条の六の六第一項及び第十七条の七第一項中「自衛官」の下に「自衛官候補生」を加える。

第十七条の十の次に次の一条を加える。

（自衛官候補生手当の支給）

第十七条の十の二　自衛官候補生手当は、自衛官候補生が採用された日から自衛官候補生としての任用期間を満了し、若しくは離職した日（自衛官候補生が任用期間を満了した日に自衛官となつた場合にあつては、その満了した日の前日）又は死亡した月まで支給する。ただし、停職処分を受け、又は正当な理由がなくて勤務しなかつた自衛官候補生に対しては、その停職処分を受け、又は勤務しなかつた期間に係る自衛官候補生手当は、支給しない。

2　自衛官候補生手当の計算期間は、月の初日から末日までとし、毎月十八日にその日の属する月の自衛官候補生手当を支給する。

3　前二項に定めるもののほか、自衛官候補生手当の支給日その他の支給に関する事項については、第八条の規定を準用する。

第十七条の十二第一項中「第二十四条の二第四項第二号」を「第二十四条の三第四項第二号」に改め、同条第二項中「第二十四条の二第四項各号の一」を「第二十四条の三第四項各号のいずれか」に改め、同項ただし書中「第二十四条の二第四項第三号」を「第二十四条の三第四項第三号」に改める。

第十七条の十三中「第二十四条の二第四項第二号」を「第二十四条の三第四項第二号」に、「第二十四条の三第三項」を「第二十四条の四第三項」に、「第二十四条の二第四項各号」を「第二十四条の三第四項各号」に、「第二十四条の二第四項第三号」を「第二十四条の三第四項第三号」に改める。

第十九条の次に次の三条を加える。

（自衛官任用一時金の額等）

第十九条の二　自衛官任用一時金の額は、十七万六千円とする。

2　自衛官任用一時金は、自衛官候補生から引き続いて自衛官となつた日の属する月の翌月に支給する。

（自衛官任用一時金の償還金の金額等）

第十九条の三　自衛官任用一時金の支給を受けた自衛官が自衛隊法第三十六条第一項に規定する期間の満了前に離職した場合における法第二十六条の二第三項に規定する政令で定める金額は、その者が受けた自衛官任用一時金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た金額とする。この場合において、勤続期間の月数が一年三月以上となる自衛官の償還金の金額は、零とする。

一　勤続期間が三月未満である場合　百分の百

二　勤続期間が三月以上七月未満である場合　百分の七十五

三　勤続期間が七月以上十一月未満である場合　百分の五十

四　勤続期間が十一月以上一年三月未満である場合　百分の二十五

2　前項に規定する勤続期間は、自衛官となつた日の属する月から自衛官でなくなつた日の属する月までの月数により計算するものとし、当該自衛官が休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）若しくは停職にされた期間又は国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条の規定により育児休業をした期間があるときは、当該期間の属する月数を控除するものとする。

（委任規定）

第十九条の四　前二条に規定するもののほか、自衛官任用一時金の支給方法及び償還方法に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

第二十五条第一項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第五項」に改め、同条第三項中「同条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、「同項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第十項中「第三十六条第五項」を「第三十六条第八項」に改め、同条第十一項中「第三十六条第四項」を「第三十六条第七項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改める。

別表第一ロの表二等陸士、二等海士及び二等空士の項を削る。

別表第一の二ロの表三等陸士、三等海士及び三等空士の項を削る。